農用地利用計画（農振除外）手続きの流れ

市町村	県
① 除外（編入）願いの受付 （願出者→市町村） ↓ ② 市町村内部の調整 ・都市計画担当課 ・その他関係課 ・農業委員会 ・土地改良区 ・農業協同組合 ・（森林組合） ↓	
③ 事前調整 （添付書類、農振除外要件等の審査）	
	（調整・了承）
④ 事前協議 提出	
	⑤ 事前協議の審査・調整 （県庁関係所属における審査）
	（回答・公告縦覧を指示）
⑥ 公告・縦覧（30 日間） 住民意見書提出（縦覧期間中） ⑦ 異議申出の受付（15 日間） ↓	
⑧（法定）協議 提出	
	⑨ 知事の同意
⑩ 整備計画の変更公告 ↓	
⑪ 整備計画の県への提出	